

## 書 評

# 佐々木弘著『イギリス公企業論の系譜』

遠 山 嘉 博

### I わが国におけるイギリス公企業研究 と本書の貢献

イギリスの公企業ないし国有化産業に関する研究は、その当事国イギリスにおいては当然のことながら、経済学、経営学および行政学の各分野において古くから活発であり（とくに公行政の分野におけるものが多い）、これまでわれわれは相当数の英語文献に恵まれてきた。ところが、ひるがえってわが国においては、もっぱらこの問題を対象とした専門書は必ずしも多いとはいえず（ドイツ、フランス、イタリアなどを対象としたものに比べるとイギリスの場合は多いといえるかもしれないが、少なくとも当事国の文献の豊富さに比べれば、明らかに少ないといえよう）、また前記の豊富な英語文献も、市場性の関係もあってか、邦訳出版されることはほとんど<sup>1)</sup>なかった。イギリスの国有化産業ないし公企業を、各国の事例研究の中の1つとして包含した研究は必ずしも少なくないが、イギリスのみを専門的に対象としたものとしては、評者の寡聞せるところによれば、

布目真生『英国国有化産業の研究』東洋経済新報社、昭和37年

山本政一『英国国有化企業経営論』千倉書房、昭和39年

1) 唯一の邦訳例として、ロブソン著、高橋達男訳『政府と企業』産業能率短期大学出版部、昭和45年、がある (William A. Robson, *Nationalized Industry and Public Ownership*, 1960, 2nd ed., 1962).

## 『イギリス公企業論の系譜』

吉武清彦『イギリス産業国有化政策論』日本評論社、昭和43年の諸例のほか、さらに付加することを許されるならば、

遠山嘉博『イギリス産業国有化論』ミネルヴァ書房、昭和48年をみるにすぎない。

このような事情にあって、この度佐々木弘氏が『イギリス公企業論の系譜』を世に問われたことは、この分野における数少ない研究を単に量的に補強するのみならず、その内容と方法において、全く新たな開拓を果したものといわねばならない。まず、本書全体を通してみた場合、それは、わが国における従来のイギリス国有化産業ないし公企業に関する諸研究とは異なった貢献をなし、さらにはイギリス本国における諸文献にもみられないメリットを有するものと評価しうる。それは、『イギリス公企業論の系譜』という書名が示すように、イギリスにおける公企業学説史の体系化という点において見出される。より具体的には、それはつぎの3点において指摘されうる。

第1に、本書の書名の前半部が示すように、公企業という側面から、すなわち企業形態、経営形態に重点を置いて、産業ならびにサービスの国・公有化の問題を分析されている点である。わが国における従来の研究は、主として経済学あるいは経済政策の観点からか、もしくは産業論的な視角からのアプローチが多かったといえる。これは、イギリス産業国有化の主たる推進者であったイギリス労働党自体が、もっぱら国有化の主張そのものに熱中し、国有化の対象とされるべき産業の選択、いわゆる“shopping list”の作成に追われ、国有化後の公企業がいかなる経営形態をとるべきかについての認識が比較的稀薄であったことによるものとも思われる。この点本書の本質的傾向は、経営学者としての著者の立場を反映して特徴的である。

第2に、「公企業論」に示されるように、公企業に関する理論、学説、論争を中心問題としていることである。この点に集中的に注目した文献は、

## 『イギリス公企業論の系譜』

イギリスにおいてもほとんど例がなく、またわが国においても従来看過されてきた問題といえるであろう。古典学派の集大成者としての J. S. ミルをはじめ、限界革命のジェボンズ、マーシャルとピグーのケンブリッジ学派やケインズなどについては、彼らの経済理論がわが国で最も代表的な研究対象となっているにもかかわらず、その公企業に関する部分は不当に無視されてきたといえるのではあるまいか。本書はこの部門を注意深く、丹念に開拓している。

そして第3に、本書の書名の後半部にある「系譜」の文字が示すように、それは歴史的な研究である。イギリスでもわが国でも、従来の研究は、1945年から1951年にかけての国有化の実験を中心テーマとし、それから付随的、敷衍的にそれ以前の発展やその後の事態の推移をカバーしたものが圧倒的である。しかし、本書は遠く J. S. ミルの公企業論から説き起こし、国有化実験後の反省期におけるロブソンとハンソンとの論争や新しい公有化ないし公企業形態の模索など、近年の動向までをもれなくカバーしている。同様なスケールをもつ成果としては、イギリスにおけるこの分野の最高峰たるロブソンによる3部作

William A. Robson (ed.), *Public Enterprise : Developments in Social Ownership and Control in Great Britain*, 1937

Robson (ed.), *Problems of Nationalized Industry*, 1952

Robson, *Nationalized Industry and Public Ownership*, 1960, 2nd ed., 1962

をみることができるのみであろう。ただしロブソンのこれらの書物は、それぞれ pp. 416, pp. 390, pp. 544 といういずれ劣らぬ大著であり、これらと同一の全年代をカバーしながら本書のごときコンパクトな形にまとめ上げるには、かなりの労力を要されたであろうことがしのばれるのである。

## 『イギリス公企業論の系譜』

### II 本書の内容と評価

本書の有する以上のごときメリットをより詳細に明確化するために、そしてまた、続いてふれられる問題点の指摘や批判のポイントのよりよき理解のために、つぎに本書の個別的な内容を簡単にフォローしておこう。

本書は全4編18章から成っており、その構成はつぎのごとくである。

#### 第1編 前史

第1章 問題の所在

第2章 公有化論の初期的形成

第3章 自然的独占概念とその統制形態

第4章 郵政事業の先駆的研究

第5章 公企業研究の萌芽

—— J. S. ミルから S. ウェップへ ——

第6章 市営企業論の成果と限界

第1編 結語

#### 第2編 誕生

第7章 問題の所在

第8章 労働党と公有化政策

第9章 ウェップ夫妻およびコールの公共的所有論

第10章 経済学者の理論的貢献

第11章 郵政事業改革論争

第2編 結語

#### 第3編 成長

第12章 問題の所在

第13章 パブリック・コーポレーション理論の形成

第14章 労働党, T. U. C. と公企業

第15章 経済計画化理論の影響

## 『イギリス公企業論の系譜』

### 第3編 結語

#### 第4編 成熟と反省

##### 第16章 問題の所在

##### 第17章 伝統的立場に対する A. H. ハンソンの批判

##### 第18章 戦後の国有化論の分裂

##### 反省と多様化の動向

#### —— 第4編の結語にかえて ——

各編は、イギリスにおける公企業とその研究の論理的な発展段階に照応しており、これらの4つの段階の特徴と問題意識は、各編の冒頭に置かれた「問題の所在」というタイトルをもつ章において簡潔に予示され、また各編の末尾に置かれた「結語」において結論的に要約されている。したがって各編の、さらには本書全体の内容は、各編の最初と最後にある「問題の所在」と「結語」の章を読めば、その大要を把握することができる仕組みとなっている。

第1編「前史」は、イギリス公企業研究の胎動期として、19世紀後半から1910年頃までの時期を対象とし、そこにおけるイギリス公企業論の萌芽と初期的発展とを論述せるものである。まず第1章では、自由放任の限界、とくに公益事業の分野における自由競争の不適合、世界におけるイギリス経済の優位の漸次的崩壊、などの時代背景の下に国家干渉が次第に強まり、自由私企業に対する公企業思想が生成発展してくる過程が概観される。そして、その中から5つの要素が抽出され、それらが逐一的に第2～6章において検討される。

第2章は、著者がイギリス公企業論の出発点とされる J. S ミルの理論にさらに先行する、若干の産業に関する公有化論の初期的な形成を概説したものである。すなわち、イギリスのラディカルによって19世紀後半に展開された土地、鉄道、石炭などに関する公有化論が検討されている。しかし、著者によれば、それらは一般原則論としての公有化論にすぎないとされる。

## 『イギリス公企業論の系譜』

第3章は J. S. ミルの公有化論が、彼の『経済学原理』における“practical monopoly”の概念や、当時のロンドン水道事業の経営形態をめぐっての中央集権的国営主義者たるチャドウィックに対する彼の地方分権的市営主義を中心に論述される。ここでは、つぎの2点が特別に注目される。第1に、著者が「ミルの“practical monopoly”概念→現代公益企業論の“natural monopoly”概念」と考えられている点であり、第2に、そこにイギリス公企業研究の萌芽を見出されている点である。

第4章は、イギリスにおいて最も古くから存在する代表的公企業たる郵政省の政府事業の改革論について、1830年代のローランド・ヒルの改革案に基づく1ペニー郵便制(penny post)にまでさかのぼり、ヒルの影響下に発展したジェボンズの公有化論へと説き及んでいる。そしてヒルの郵政事業研究は、1930年代に公企業研究者から各政党に至るまでかなりの広範囲を席卷した郵政事業改革論争(第11章で検討される)の「前史」として位置づけられている。これまでわが国の公企業研究分野ではほとんど取り上げられることがなかったヒルや、ジェボンズのあまり知られていない側面に着目された点が注目される。

第5章では、第3章でイギリス公企業論の出発点として位置づけられたミルから、その自由主義と功利主義の伝統を受け継いだ S. ウェップおよびフェビアン主義への流れが検討される。そして、後者がイギリス公企業研究の発達においてきわめて大きな役割を演じたことにかんがみて、ミルからウェップへのこの流れの中に、イギリス公企業研究の萌芽を見出すことができる。ミルからウェップへの関連づけは、従来の研究にみられたようにミルの社会主義論からフェビアン主義への単なる社会主義の系譜においてなされるだけでは不十分であるとして、公企業研究の展開という視点からフェビアン主義の形成、経済活動への公的干渉、自然的独占概念、ロンドン市営企業などの諸問題をめぐって多面的に行なわれている。

本章は、いろいろな点で著者独自の見解が鮮明に打ち出されている個所であるといえる。まず第1に、ミルを出発点としてウェッブおよびフェビアン主義に至る流れを、イギリス公企業の政治、行政理論的分析の潮流としてとらえ、これをミルからマーシャル、ピグーへと引き継がれていくもう1つの大きな流れである公企業の経済理論的分析と対置されていることである。ミルからウェッブへの関連づけそのものは全く新規なものではないが、その上記のごとき把握の仕方ないし位置づけ方は、本書全体の構想を知る上できわめて重要なポイントである。第2に、フェビアン主義の成立ないしその性格の明確化をめぐる、マルクス主義からの影響大なりしことを再三強調されている点である（もっともこの強調は、後述するように、十分に納得的なものとはいえない）。第3に、フェビアン主義あるいはS. ウェッブを“Municipal Socialism”あるいは“Gas and Water Socialism”の創始者とする通常的理解に対して、今日ではほとんど無名の存在となっているJ.F.B. フェースを真の理論的先達としてあげられている点である。第4に、S. ウェッブを中央集権の集産主義とするこれまた常識的な理解に対して、疑念を呈されている点である（この点に関しても、筆者としては異論がないわけではなく、S. ウェッブをミルとの関連においてみる場合と、それ以外の場合、たとえばマルクスとの、あるいはG. D. H. コールとの関連でみる場合とでは、ウェッブの帯びる色彩に差が出てくるのは当然であり、彼を集産主義者とみることを否定し去ることはできないと思われる）。

第6章では、19世紀末における市営企業論の大なる発達を受けて、爾後今世紀初頭の10年間までに展開された多くの市営企業論が検討されている。まず、19世紀中葉までに競争と自由放任に対する例外としての認知を受けることによって、独占の容認と公共的統制への服従を体得した公益事業（ガス事業を例にとっている）については、公共的規制の2つの方式——公益企業的規制方式と公有（営）化方式——のうち、1860年代以降は後者

## 『イギリス公企業論の系譜』

が次第に優勢となっていったその背景が分析される。つぎに、市営企業の宿命たる地域的制約が、サービス供給の能率化に必要な規模拡大と両立しなくなり、これがフェビアン主義者に対して Municipal Socialism の限界を認識せしめ、市営の国家的あるいは地方的レベルへの拡大の要請を、また公企業の新しい経営形態への開眼を促したことが説明される。そして最後に、市営企業の経営哲学に関して対立する2つの見解、すなわち市営企業の目的は利益をあげて地方税軽減の財源に資することであるとするJ. チェンバリンに代表される立場と、そうではなくコスト・プライスで公共サービスを提供することであるとするウェッブなどフェビアンの立場とが対置され、後者が次第に勢力を得ていくことが指摘されている。

以上の分析でもって、前史の幕は閉じられる。

第2編「誕生」では、1910年前後から1930年前後までの時期が対象とされ、伝統的な官庁企業方式に対する疑問の芽生えを背景とする公企業の経営や新しい経営形態に対する理論的、実際的な関心の高まりの中に、イギリス公企業研究の誕生が見出されている。まず第7章で、第1次大戦を背景とする地方公有から国有への関心の移行、公企業の新しい経営形態の模索の開始と新形態の実際上の発展、その一例としての郵政事業の自主化論争——などの背景がスケッチされ、そこから第8～11章の核を構成する諸要点が抽出される。

第8章は、労働党内部においてこの疑問が芽生えてくる過程を分析したものである。伝統的な「官庁企業形態による国有化」の考えからの脱却には、企業化、能率化のためと労働者の経営参加促進のためとの2つがあるが、労働党では後者の面が重視されたことが強調されている。

第9章は、公有下における合理的、能率的な経営形態に関する積極的な模索として、ウェッブ夫妻およびコールの公共的所有論が、両者の比較によって説明されている。彼らの理論はイギリス公企業研究において最も重要な地位を占めるものの1つであり、したがって本章には、本書の中でも

最も多くの紙数が費やされている。比較のポイントは、彼らの社会主義と民主主義、官庁企業形態の反省—新しい経営形態の志向、経営組織、公共の支配および責任、労働者関係、地方公営企業論、補償と財務——などの多面にわたっている。しかし、比較検討といいながら、コールの思想的特質が最も鮮明に打ち出されている1917—20年頃のギルド社会主義に関する文献は全く無視され、したがって最も激烈を極めた1920年前後の両者の論争が捨象されて、コールがその後ウェブ夫妻に歩み寄った結果の産物ともいうべき1929年および1932年の書物に依拠しているため、その比較が鮮明さを欠いたり、また、両者の見解の相違が彼らの思考態度そのものよりも時代の推移の結果と考えられる場合もないではない（たとえば、ウェブ夫妻の地方公営への期待は大であったのに対し、コールでは消極的であるのは、1920年代の初期と末期との間における技術の格差に基因するものと理解される。また、1926年のBBCやCEBの成立を経験した後のコールとそれ以前のウェブ夫妻とでは、それに基づいた差が当然出てくると思われる（これらについては、著者自身も指摘しておられるが）。

第10章は、マーシャルとピグーの公有ないし公営論を検討したものである。彼らの公企業論は、ミルから出発してウェブやフェビアン主義に至る公企業の政治、行政面からのアプローチに対し、公企業の経済理論面からのアプローチというもう1つの大きな流れを構成するものとされる。ここで注意されなければならないのは、前者の流れにおけるウェブなどのごとく彼らが積極的に公有公営化を唱導し、理論づけたのかということそれはむしろ逆であって、とくにマーシャルにおいては、公有公営とりわけ公営に対する不信の念が強かったという点である。本章は比較的小さな章であり、その経済的な理論分析も一面的で、必ずしも詳細なものではないが、彼らの理論のうちで従来あまり注目されなかった側面を開拓したこと、そしてこれをウェブらの公企業論と対置したことは、ユニークであり注目される。

## 『イギリス公企業論の系譜』

第11章は、1930年頃の郵政事業改革論争を取り上げたものである。郵政事業改革は、第4章でみたように、ヒルやジェボンズによって前世紀に先駆的に検討されたが、そこにおいては官庁企業形態からより新しい経営形態への志向を打ち出すまでには至らなかった。本章でみられるウルマーやブリッジマン委員会によるそれは、一步進んで郵政省のパブリック・コーポレーション化（ウルマー）あるいは現行形態下での大蔵省統制の緩和や組織の分権化（ブリッジマン委員会）——著者は後者を純粋官庁企業から独立的官庁企業への志向とされる（189頁）——により、この限界を打破せんとするものである。

このようにみえてくると、第2編は全体として、「官庁企業形態による国有化」という伝統的処方箋に対する疑問視、およびより新しい経営形態模索の過程を、いろいろの角度から検討したものであるといえる。

第3編「成長」は、1930年前後から第2次大戦終了時までを対象とし、誕生期における伝統的官庁企業形態から新しい公企業形態への模索の過程においては十分ではなかったパブリック・コーポレーションの理論的把握の展開、大不況を背景とする経済計画化思想の展開、公企業の経営への労働者の参加の問題の展開などを通じて、イギリス公企業論が大なる発展をとげた過程を跡づけたものである。これら3つの発展が、本編に含まれる3つの章をそれぞれ構成している。第12章では、1930年前後をもってこの成長期の始まりとすることの根拠を、上記の3つの新しい理論展開との関連において述べ、そこから生み出された成果たる多くの文献を年代順にリストアップしている。

第13章は、モリソンのパブリック・コーポレーション理論を検討したものである。彼が「パブリック・コーポレーションの父」と称されていることから明らかなどく、パブリック・コーポレーション理論ないしパブリック・コーポレーションそのものは、彼において1つのピークを形成したと考えられる。その理論的貢献の大きさに比例して、本章における分析

## 『イギリス公企業論の系譜』

はかなり詳細である。モリソンによるパブリック・コーポレーションの性格規定、経験・能力主義に基づく理事会構成の原理、公共的支配および責任に関する彼の楽観的態度、「維持可能な合理的な純利益」という表現に集約される補償の理論——などの検討を経て、彼の理論の高評価という結論に到達している。

第14章では、公企業における労働者の経営参加の問題をめぐる、労働党ならびにTUCが、上記モリソンのパブリック・コーポレーション理論の浸透の下に、従来から根強く残っていた直接参加方式を捨てて経験・能力主義に同化されていく過程が簡単に述べられている。ここでは、労働党の公企業に対する見解を分析したもう1つの章たる第8章とともに、その論述の簡単さにもかかわらず、単に労働党の公企業政策だけではなくその経済政策全般にかかわってくる含蓄を、その行間に見出すことができる。

第15章は、ケインズとミードのイギリス公企業論形成に対する貢献をみたものである。まずケインズについては、その自由放任批判、完全雇用のための公共投資政策、彼と自由党との関係が、またミードについては、その自由・社会主義的な基本的立場、失業克服のための種々の有効需要増大策、公有と公営に関する所論が、それぞれ検討されている。

著者によれば、近代的パブリック・コーポレーションの経験や大不況を背景として展開された成長期における以上のごとき理論的、実際的な公企業およびその研究の発展は、次期における国有化の実験への重要な橋渡しの役割を演じたとされるのである。

第4編「成熟と反省」は、第2次大戦後の国有化の実験を経て最近に至るまでの時期を対象としたものであり、「パブリック・コーポレーション形態による国有化」の広範な適用、それに対する反省の中に芽生えつつある公企業の再検討と多様化を志向する最近の動向、などが検討されている。第16章は、モリソンの指導と影響の下にパブリック・コーポレーションによって国有化が実践された跡を一瞥した後、しかしそこにおいては、近代

## 『イギリス公企業論の系譜』

的パブリック・コーポレーション形態に比して自主性の大幅な後退が認められる点に重要な特質を、また国家的、総合的計画化の一環として高度の公共的支配および責任がパブリック・コーポレーションに課せられた点にその理由を、それぞれ見出している。このような動向を背景として、「パブリック・コーポレーション形態による国有化」に対する反省——すなわち「パブリック・コーポレーション」に対する若干の論者からの挑戦と「国有化」政策そのものに対する疑念——が生じたとし、これらを2つの章において検討するという。

第17章では、戦後イギリスの公企業研究において対立する2つの巨頭と目される W. A. ロブソンと A. H. ハンソンの2人の学者の見解が比較考察されている。その際の論述は、ウェップ夫妻からモリソンへ流れる立場に立って労働党ならびにフェビアン協会に対して理論的処方箋を提供するという指導的役割を果たしてきたロブソンをイギリス公企業研究の伝統的立場として位置づけ、これに対し批判的な独自の見解を展開しているハンソンを批判的立場として対置し、両者の論争を、主としてパブリック・コーポレーションの「公共的支配および責任」と「経営の自主性」の問題を中心に、ハンソンの見解に重点を置きながら考察する、という形で進められている。本章は、最近の反省期におけるイギリスのパブリック・コーポレーションの問題点ならびに近年のイギリス公企業研究の動向を把握する上で重要な手掛かりを与えるものである点において、また、ロブソンはともかくとして（彼については、その再三にわたる来日と著書の邦訳によって、わが国における知名度は高い）、それに対置されるほどでありながら、わが国では従来紹介されることの比較的少なかったハンソンについて、その経歴や理論の概要を伝えている点において、重要な、興味深い内容をもつものと評価しうる。

第18章は、イギリス産業国有化の進展は対して従来最も大きな貢献をしてきた労働党およびTUCが、国有化の巨大な実験後、1950年頃よりそれ

## 『イギリス公企業論の系譜』

に対して懐疑的となり、意見の分裂と混乱に陥り、伝統的国有化方式に代わる新しい方法を模索している過程を分析している。これは、イギリスにおける最近の国有化論の一般的動向（単にハンソンなど一部の人のそれだけでなく）を探る上できわめて重要な最新の課題であり、わが国でも多くの人達の関心の的となっている事柄であると思われるが、本章の論述はその割には簡単、一瞥的である。長いイギリス公企業発展の行きついた結果が露呈している問題の深刻さや、この問題をめぐる労働党の苦悩の深さを考える時、もっと突込んだ論議が展開されてもよかったのではと物足りなさを禁じえない。

最後の「反省と多様化の動向」の個所は、副題の示す通り、第4編の結論部分である。長年にわたるイギリス公企業研究が到達した「パブリック・コーポレーション形態による国有化」に対する反省——第17章における「パブリック・コーポレーションへの反省」と第18章における「国有化」それ自体への反省——の中から生れた、新しい発展を追求する多様な動きを総括している。国有化の対象と方法、国有化された産業のとるべき経営形態、国有以外の公的所有形態——のそれぞれにおいて、従来の公式の単純な適用よりもっと多様なものが考えられるとしている。

かくて到着せる巻末には、本書の各章のテーマの相互関連を示す図が描かれてあり、これに詳細な参考文献目録と索引とが付加されて、本書は閉じられることとなるのである。

### III 若干の問題点と批判

本書の内容のもつ問題点やそれへの批判は、すでに前節で各章ごとに内容を検討した際に付加したコメントにより一部明らかとなったところであるが、ここでそれらを整理、列記しておきたい。

(1) 本書全体のスタイル——ミルにイギリス公企業研究の出発点を求め、そこからウェップ、フェビアン主義者、コール、モリソン、ロブソンへ、

## 『イギリス公企業論の系譜』

また労働党とTUCへと流れる公企業の政治、行政理論的分析の潮流と、もう1つのマーシャル、ピグー、ケインズ、ミードへと引き継がれる公企業の経済理論的分析の潮流との2つの流れを描く——については、その発想のユニークさが評価される。ただその際、つぎの3点が問題となるであろう。第1に、これらの潮流は政治、行政的と経済学的という区別のほかに、公企業およびその発展に対して前者は好意的、積極的であるのに対して、後者は総じて非好意的、消極的容認ないし否定的（とくにマーシャルやケインズにおいて）であるといえる。すると後者を公企業論発展の片方の流れとすること、そしてそれを前者の流れと対等に対置することには問題があるのではなかろうか。公企業論発展の系譜としては、前者のみが正当な認知に値するのではなかろうか。第2に後者には経済学の系譜としてはともかく、公企業論の局面で、前者におけるほど明確な脈絡を描きうるであろうか。2つの流れの本質的傾向の差に対する視点は欠落しており、いわば単に並置したにすぎず、これはつぎの問題とも関連する。つまり第3に、これら2つの潮流は互いにかに影響を及ぼし合い、摂取、矯正し合って両大戦間期の近代的パブリック・コーポレーションや第2次大戦後の国有化の成果をもたらしたのかについては、あまりふれられていない。両者は全く孤立的な、別々の発展であるのか。経済理論の流れに啓発されつつ行政の流れが公企業の実際的发展を担当してきたという動きは考えられないだろうか。著者自身各所で、イギリス公企業的发展における理論と実践との関係を強調されている〔たとえば、実践における理論的裏付けの遅れ（196頁）、ケインズ理論の実践志向性の強調（242頁以下）〕が、それではなぜ、どのように、理論の裏付けが遅れているのか、また、たとえばケインズ理論が国有化の実践者たる労働党にどのような影響を与えたか、などがもっと究明されるべきであろう。なお各章が先述の2つの潮流に対してもつ関係あるいは色分けが各章の冒頭に明示されてあれば（一応巻末の図でわかるのだが）、読む者の問題意識の明確化に便利であったであらう。

## 『イギリス公企業論の系譜』

う。また、各章は必ずしも年代順に配列されておらず（たとえば、第2、3、4章は年代を逆にさかのぼっている感じである）、系譜の論述としては一考を要するのではなからうか。

(2)本書では、イギリス社会主義ないしフェビアン主義に対するマルクス主義の影響が随所に強調されているが（13—4頁、51—3頁など）、しかしフェビアン主義の形成と発展は、マルクス主義の吸収やそれとの同化の過程でなされたのであればまだしも、それからの離反と対立の過程で行なわれたのである（著者もいわれるごとく）。これを、自由主義の伝統の影響と並記して、「影響を受けた」と強調すべきであるかどうか、筆者としてはいささか抵抗を感じるところである。

(3)ウェップ夫妻と G. D. H. コールとの位置づけ方であるが、本書においてはモリソンの先達として両者を並置し、その思想上の本質的、根本的な対立点の比較はあまり鮮明に出ているとはいえない。これは評者が両者を対立的に取り扱い、公有化問題における両者の思想の基本的な相違を描こうとしたのと対照的であり<sup>1)</sup>、つぎのような問題を残すであろう。(i)コールの思想の本領は、彼の名と特別に結びつけて考えられるギルド社会主義の領袖として、ウェップ夫妻の国家社会主義と対立していた点にあると思われる。しかし、本書ではコールのこの面には全くふれず、脱ギルド化した後の彼の思想の修正的な一面のみがあまりに大きく描かれすぎたきらいがある。コールはその思想の根底においては、依然としてギルドの理想を捨て去ってはいないのである。<sup>2)</sup>(ii)コールのこの面を無視しては、労働党やTUCの

1) 評者のこの方法については佐々木氏から「両者をあまりにも対立的に捉えずぎてはいないか」との御批判を受けた。（『国民経済雑誌』128巻2号、昭和48年8月、における拙著に対する佐々木氏の書評を参照）。ここでの評者の批評は、それに対する反批判ということにもなる。

2) たとえば、第2次大戦後のつぎの著書を見よ。G. D. H. Cole, *The National Coal Board: Its Tasks, Its Organisation, and Its Prospects*, 1948, revised ed., 1949.

## 『イギリス公企業論の系譜』

国有化運動においてつねに大きな役割を演じてきた労働党左派の位置づけや産業民主主義の問題意識は出てこないことになる。事実本書では、これらの点の解明はあまりなされていない。(iii)ウェッブ夫妻については主として1920年の *A Constitution for the Socialist Commonwealth of Great Britain* が、またコールについては1929年の *The Next Ten Years in British Social and Economic Policy* と1932年の *Economic Tracts for the Times* が分析の対象とされているが、この10年間の開きは微妙である。ウェッブと同時代の1920年頃のコールは、*Self-Government in Industry*, 1917, や *Guild Socialism Re-stated*, 1920, においてウェッブと渡り合っており、他方本書の取り扱っているコールと同じ1930年代のウェッブは *Soviet Communism: A New Civilisation?*, 1935, にみられるように左傾の豹変をとげている。10年の開きを無視して両者を比較してみても、それは両者の思想の差よりもその間の経済的、技術的変化の反映にすぎない面もあろう。これらのことから、何らかの注釈があってもよかったのではないかと思われる。しかしこれらは、本書が「イギリス公企業論の系譜」をテーマとしているのに対し、拙著においては質的に異なる国有化の諸源泉を探ったり、産業民主主義の左右の流れやその対立をみるのが目的であったという問題意識の差によるものとも思われる。

(4)上記のところとも関連することであるが、socialization という言葉がモリソンにおいて常用され、「これはコールと相通じるものをもっている」(228頁)とされている。しかし、両者の用法の根拠には大きな相違があると思われる。すなわち、コールはウェッブらの官僚主義的な国家社会主義的国有化に対して産業民主主義を重視する立場から「社会化」を用いた(1929年の書物でもこれは明らかである)のに対し、モリソンは伝統的な官庁企業型国有化に対してパブリック・コーポレーション型国有化を区別するために「社会化」を用いたものと考えられる<sup>1)</sup>。この点著者が同228

1) 遠山嘉博『イギリス産業国有化論』ミネルヴァ書房, 昭和48年, 50—1頁を参照。

頁に引用されているコールによる「社会化」の3つの定義には、いずれもコールの真意は十分に表われてはおらず、辞典向きに客観化して書いたものと考えられる。これを同じ個所でひっくるめて論じるのは適当でないであろう。

(5)「公共的統制」という言葉は、(1)「私企業に対する公共的規制」と(2)「公有(営)」を包含する広範な概念として用いられている(74頁、156頁、350頁など)が、現存構造の枠内での統制政策と経済構造の変革を伴う所有の変化とは明確に区別されなければならない問題である(たとえばティンバーゲンは、前者を量的政策、後者を質的政策と区別している<sup>1)</sup>)、両者は統制という言葉の下に共に論じ去るべき概念ではなく、所有と統制は区別する必要がある。本書では総体に経営形態の問題に論点が集中しており、所有の問題と経営あるいは統制の問題とを区別するという意識は稀薄であり、これがひいては先述のウェップ(所有の問題を重視)とコール(統制の問題を重視)とを並列的に論じ終るという結果になったと思われる。

(6)本書の特色の1つは、イギリス公企業研究の流れの中で、国有化論の影にかくれてともすれば看過されがちな市営企業論の成果を重視している点にある。その際、それに対するフェビアンの貢献が高く評価されている(第5章および77頁)。しかし、フェビアンが地方公営の拡大に實際上どれほど貢献したかは疑問である。著者はその成果を高く評価されており、同様な見解はソーンヒルにもみられるが、むしろそれは真実からほど遠い伝説と考える方が適当であろう。というのは、地方自治体が水道やガスを接收したのは、そうすることが便利であり、市民に対して有益であり、市の財政上も有利であったという実際上の理由からにすぎない。この意味において、市営の拡大に対するフェビアンの貢献はそれほど大きなものではな

1) J. Tinbergen, *On the Theory of Economic Policy*, 1952, Chap. I.

2) W. Thornhill, *The Nationalized Industries: An Introduction*, 1968, p. 182.

## 『イギリス公企業論の系譜』

い。彼らの貢献はもっと別のところ、すなわち、社会主義は必ずしも全産業の中央政府による統制を意味しないこと、そして社会主義の導入は必ずしも革命を必要としないこと、つまり、われわれがイギリス社会主義の特質として強調してきた「部分的・漸進的社会化」の可能性を人々の間に啓蒙し、浸透せしめた点に求められるべきであろう。

(7)本書は各所において、パブリック・コーポレーションなる経営形態と労働者の経営参加の問題とがきわめて密接な関連を有し、前者によって後者は大いに促進、発展せしめられるもののごとくに論じている。たとえば、パブリック・コーポレーション形態の採用は、非社会主義政党にとっては企業経営の原理を保持するためであったのに対して、労働党にとっては労働者の直接的経営参加の促進のためであったとされ(101頁以下)、また、第2次大戦後のパブリック・コーポレーションの自主性の制約要因として、議会と政府による支配の強化とともに、労働者の間接的参加機構の制度化をあげている(193頁)。しかしこれらは実際に照らしてみる時、パブリック・コーポレーションにおける経営参加の要素が過大視されていると思われる。つぎのような事情を考慮すべきであろう。(i)労働党内で経営参加を要求する左派勢力は、もともとそれほど強いものではない。労働党のプログラムやウェッブ夫妻の理論に参加の要素が瞥見されるのは、左派への妥協の産物と思われる。(ii)産業民主化は、何も労働者の直接的(あるいは間接的)参加によってのみ達成されるものではなく、経営は専門家に委ねながら労働組合の対抗力を利用する方法もそれに劣らず重要である。形式上の平等がそのままに労使の勢力関係を反映するとは必ずしもいえず、対抗力利用の方がむしろ強力、有効な場合も考えられる。資本主義下の経営参加とは、実質的にはそのような場合がきわめて多く、実際にイギリスのパブリック・コーポレーションにおける労働者の参加の程度はきわめて低い。パブリック・コーポレーション形態によって自動的に参加が促進されるとはいえず、また戦後の労働者の参加がパブリック・コーポレーションの自

## 『イギリス公企業論の系譜』

主性を制約するほどに高度のものであったとはとても思えない。本書の既述のごとき理解の仕方は、産業民主主義自体の十分な吟味を経ていない結果と思われ、これがまた、ウェップとコールとをその根本において比較しないことにもなっている。

(8)最近の労働党やロブソンの「非衰退産業の国有化」あるいは「成長産業の国有化」なる思想が重要視されているが（ミード理論との関連で272頁に、国有化基準の再検討として347頁で）、これが政策的にどれ程の実際的な意味をもつかは疑問である。それは1950年代の鉄鋼業国有化の難渋やその国有解除の混乱に徴して明らかである。資本主義下の国有化という枠内では、これは単なる机上のプランの域を出ず、有意味な発想とは評価しえない。

(9)些小な事柄であるが、(i)第12章における第3期の列举文献のうち Meade の1948年の文献(199頁)、Davies の1946年の文献(201頁)、Robson の1950年の用語(202頁)はいずれも第4期のものであり、ここに掲げるのは適當ではなからう。(ii)226頁の注(7)の P L A は、広く解釈すればそれも含まれると考えられるが、ゴードンがここで直接的に意味しているのは M W B (Metropolitan Water Board) である。

## IV おわりに

だが、筆者の以上のごときコメントは、本書のもつすぐれた真価をいささかも減ずるものではない。すでに本稿のⅡで強調したように、本書のもつユニークな構想、全体の構成のスケールの大きさ、個別事項の分析の綿密さ、学説史にふさわしい渉獵文献の豊富さなど、いずれもたぐい稀な成果といえる。著者が全体の論述を閉じるに際して表明されたつぎの企画——「公企業の経営上の諸問題の分析」——においてもまた、われわれを大いに啓発されることを期待して筆をおく。

(昭和48年4月、千倉書房、A5判、本文356頁、定価2,800円)